

新	旧
<p>第3条の2関係</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保険証券をインターネットを通じて閲覧するために用いる保険契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。</u></p> <p>3 その他、契約保証に関する取扱いについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成8年4月1日付け監-134）」及び「工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の取扱いについて（平成9年2月7日付け監-1629）」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>第33条関係</p> <p>(1) 予定価格が100万円未満の場合は、この条を削除すること。</p> <p>(2) <u>第2項に規定する電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保証証書をインターネットを通じて閲覧するために用いる保証契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。</u></p>	<p>第3条の2関係</p> <p>1 略</p> <p>2 その他、契約保証に関する取扱いについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成8年4月1日付け監-134）」及び「工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の取扱いについて（平成9年2月7日付け監-1629）」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>第33条関係</p> <p>— 予定価格が100万円未満の場合は、この条を削除すること。</p>

改正後の規定は、令和4年11月1日から施行する。